

令和6年2月29日
国 税 庁

「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英EPA）に基づく酒類の地理的表示の保護」に対する意見募集の結果について

日英EPAに基づく酒類の地理的表示の保護について、令和3年12月22日から令和4年3月22日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、合計2通の御意見を頂きました。お寄せいただいた御意見及び御意見に対する国税庁の考え方は、別紙のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1 御意見の受理状況

○ 郵便等によるもの	0通
○ FAXによるもの	0通
○ インターネットによるもの	2通

合 計	2通
-----	----

2 御意見及び御意見に対する国税庁の考え方
(別紙参照)

御意見及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
国内における地理的表示の保護状況に関する御意見	○ 日本政府たる国税庁は、相互保護する外国G Iについて、日本国内において外国G I違反を把握した場合は、当該外国政府からの要請がなくとも当該違反を取り締まりますか？キチンと取り締まってください。	○ 国税庁では、相互保護している酒類G Iについて違反の事実を把握した場合、当該国政府からの要請の有無にかかわらず、関係機関と連携して適切に対応いたします。
意見募集の資料に関する御意見	○ 「日英包括的経済連携協定（日英E P A）に基づく地理的表示の保護」一覧に記載された地理的表示を日本国内で保護することについて賛成する。本保護が日英両国の地理的表示の相互保護の強化に資することを期待する。	○ 賛成の御意見として承ります。